

今からでも間に合う、使える助成金

～1人でも雇用している、

これから採用を考えている社長さんへ～

「働き方改革関連法」が成立し、平成31年4月1日から順次施行されます。

「長時間労働の是正」、「多様で柔軟な働き方の実現」「同一労働同一賃金」など、一部猶予期間が設けられているものの、中小企業においても、早急に取り組みを開始することが必要となります。このような取り組みと合わせて、雇用・労働関係の助成金を活用されてみませんか？

今回のセミナーでは、国の施策に従って、従業員を雇入れたり、教育訓練をしたり、労働環境を良くしたりした場合に支給される助成金を中心に説明いたします。毎年4月1日以降には、助成金の内容・要件も改正も予定されております。今年度の助成金を取り組むなら、今ならまだ間に合います。

(さらに最後の30分間は、質問・相談を個別に承ります。)

日 時 平成31年 **1月24日(木)** 18:00～20:00 (19:30～個別相談)

場 所 クリエイターズプラザ (東大阪市荒本北1-4-1クリエイション・コア東大阪 南館3階)

講 師 増田葉子社会保険労務士事務所 代表 増田 葉子 氏

参加費 無 料

定 員 30名(申込先着順)

～講師プロフィール～ 増田 葉子 (ますだ ようこ) 特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント
増田葉子社会保険労務士事務所 代表



大阪市平野区生まれ。平成7年に旧八光信用金庫(現大阪シティ信用金庫)に入庫。信用金庫在籍中の平成18年社会保険労務士、平成21年特定社会保険労務士に合格。金融機関で初めて「人事・労務相談業務」を開設、中小企業支援に従事。平成28年に退職。その後、平成30年3月まで約2年間、大阪労働局助成金センターにて事業主アドバイザーとして助成金の相談・審査業務に従事。現在、日本フルハップ共催で、信用金庫の取引先企業対象の雇用関係助成金セミナーを、年間約20回実施しています。

●●お申込み・お問合せ●●

(公財)東大阪市産業創造勤労者支援機構

下記の参加申込みにご記入の上、メールまたはFAXで申し込んで下さい。

TEL : 06 - 4309 - 2301 FAX : 06 - 4309 - 2303

E-mail : seminar@hispa.biz-web.jp

事業所名/所属			
所在地			
役職/名前			
TEL		FAX	
E-mail			